

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年7月31日
【四半期会計期間】	第14期第1四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）
【会社名】	株式会社エイトレッド
【英訳名】	ATLED CORP.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡本 康広
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号
【電話番号】	03-3486-2812(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役CFO管理部長 佐藤 淳
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号
【電話番号】	03-3486-2812(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役CFO管理部長 佐藤 淳
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期 第1四半期累計期間	第14期 第1四半期累計期間	第13期
会計期間	自 2019年4月1日 至 2019年6月30日	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売上高 (千円)	355,319	398,607	1,623,295
経常利益 (千円)	104,344	139,874	588,288
四半期(当期)純利益 (千円)	67,331	91,525	412,442
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	619,774	620,824	620,824
発行済株式総数 (株)	7,456,800	7,471,800	7,471,800
純資産額 (千円)	2,390,722	2,709,856	2,678,104
総資産額 (千円)	3,030,732	3,427,492	3,498,324
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	9.04	12.25	55.26
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	9.00	12.23	55.10
1株当たり配当額 (円)	-	-	16.00
自己資本比率 (%)	78.9	79.1	76.6

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、米中貿易摩擦及び新型コロナウイルス感染の世界的な広がり等により、国内外において経済活動への影響が懸念され、先行き不透明な状況が一層高まっております。

当社が属するIT業界は、政府による働き方改革の推進や新型コロナウイルス感染の世界的な広がりを背景として、テレワークや在宅勤務等への働き方の変化により、当社が展開するワークフロークラウドサービスの利用拡大が顕著となっていることや、ワークフローソフトウェアについても需要が拡大し堅調に推移いたしました。

このような状況の中で、当社はワークフローソフトウェアメーカーとして、Webを活用したセミナーの開催及び市場優位性を確保するためのワークフローソフトウェアの機能強化、並びに急速に拡大するクラウドサービス市場のシェア獲得に向けたクラウドビジネスの拡大に注力してまいりました。

これらの結果、当第1四半期累計期間の売上高は3億98百万円（前年同四半期比12.2%増）、営業利益は1億33百万円（同27.5%増）、経常利益は1億39百万円（同34.1%増）、四半期純利益は91百万円（同35.9%増）となりました。

なお、当社の事業はワークフロー事業の単一セグメントのため、製品・サービス別の業績の概要を記載しております。

(パッケージソフト)

X-pointは、クラウドニーズが増加したこと等により新規販売が減少し売上高が減少いたしました。AgileWorksは、新規販売パートナーの開拓やテレワークや在宅勤務等によるワークフロー需要の拡大等により、導入企業数が増加し売上高が伸びました。その結果、当第1四半期累計期間のX-point売上高は95百万円（同10.7%減）、AgileWorks売上高は1億68百万円（同14.6%増）となり、パッケージソフト全体の売上高は、2億64百万円（同3.9%増）となりました。

(クラウドサービス)

クラウドサービスは、クラウドサービス市場の成長及び新型コロナウイルスの感染拡大に伴うワークフロー需要の拡大を背景として、Webを活用したセミナー、無料トライアルの実施等により、新規導入企業数が順調に推移しました。その結果、当第1四半期累計期間のクラウドサービス売上高は、1億34百万円（同33.0%増）となりました。

(2) 財政状態の状況

(資産)

当第1四半期会計期間末の資産合計は34億27百万円となり、前事業年度末に比べ70百万円の減少となりました。これは、主に現金及び預金が48百万円、電子記録債権が26百万円減少したこと等によるものであります。

(負債)

当第1四半期会計期間末の負債合計は7億17百万円となり、前事業年度末に比べ1億2百万円の減少となりました。これは、主に未払法人税等が90百万円減少したこと等によるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末の純資産合計は27億9百万円となり、前事業年度末に比べ31百万円の増加となりました。これは、主に四半期純利益等の計上により繰越利益剰余金が31百万円増加したことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	19,200,000
計	19,200,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2020年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2020年7月31日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	7,471,800	7,471,800	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	7,471,800	7,471,800		

(注)「提出日現在発行数」欄には、2020年7月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高(千円)
2020年4月1日～ 2020年6月30日	-	7,471,800	-	620,824	-	620,824

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2020年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2020年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,469,700	74,697	-
単元未満株式	普通株式 2,100	-	-
発行済株式総数	7,471,800	-	-
総株主の議決権	-	74,697	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,803,832	2,755,068
売掛金	172,880	175,456
電子記録債権	37,923	10,923
その他	22,293	23,754
流動資産合計	3,036,930	2,965,203
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備(純額)	77,203	74,022
その他(純額)	5,025	4,553
有形固定資産合計	82,229	78,575
無形固定資産		
ソフトウェア	263,517	224,129
ソフトウェア仮勘定	-	62,617
無形固定資産合計	263,517	286,747
投資その他の資産	115,647	96,965
固定資産合計	461,394	462,288
資産合計	3,498,324	3,427,492
負債の部		
流動負債		
買掛金	25,674	26,812
未払法人税等	124,366	33,981
前受収益	354,613	355,739
賞与引当金	42,089	25,669
その他	116,156	135,732
流動負債合計	662,900	577,934
固定負債		
退職給付引当金	77,880	59,111
役員退職慰労引当金	12,359	13,460
資産除去債務	67,080	67,130
固定負債合計	157,319	139,701
負債合計	820,219	717,636
純資産の部		
株主資本		
資本金	620,824	620,824
資本剰余金	620,824	620,824
利益剰余金	1,436,564	1,468,316
自己株式	107	107
株主資本合計	2,678,104	2,709,856
純資産合計	2,678,104	2,709,856
負債純資産合計	3,498,324	3,427,492

(2)【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
売上高	355,319	398,607
売上原価	78,919	101,052
売上総利益	276,399	297,554
販売費及び一般管理費	172,074	164,495
営業利益	104,325	133,059
営業外収益		
解約金返戻金	-	6,815
その他	19	-
営業外収益合計	19	6,815
経常利益	104,344	139,874
税引前四半期純利益	104,344	139,874
法人税、住民税及び事業税	20,783	29,667
法人税等調整額	16,230	18,682
法人税等合計	37,013	48,349
四半期純利益	67,331	91,525

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
減価償却費	39,408千円	43,041千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

1 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年4月23日 取締役会	普通株式	40,936	5.50	2019年3月31日	2019年6月7日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年4月23日 取締役会	普通株式	59,773	8.00	2020年3月31日	2020年6月2日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、ワークフロー事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前第 1 四半期累計期間 (自 2019年 4 月 1 日 至 2019年 6 月30日)	当第 1 四半期累計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 6 月30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	9円04銭	12円25銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (千円)	67,331	91,525
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額 (千円)	67,331	91,525
普通株式の期中平均株式数 (株)	7,448,875	7,471,732
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	9円00銭	12円23銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数 (株)	35,246	14,374
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

2020年4月23日開催の取締役会において、2020年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、第13期の期末配当を次のとおり行うことを決議いたしました。

配当金の総額	59,773千円
1株当たりの金額	8円
支払請求の効力発生日及び支払開始日	2020年6月2日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年7月31日

株式会社エイトレッド
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森田 祥且 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中井 清二 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エイトレッドの2020年4月1日から2021年3月31日までの第14期事業年度の第1四半期会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エイトレッドの2020年6月30日現在の財務状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付き結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。